

松環和 第 3 5 号
令和 8 年 6 月 8 日

松戸市和名ヶ谷クリーンセンターで使用する電力の購入（長期継続契約）
の制限付き一般競争入札の実施について

環境部 和名ヶ谷クリーンセンター

次のとおり制限付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

記

- 1 件名 松戸市和名ヶ谷クリーンセンターで使用する電力の購入
（長期継続契約）
- 2 場所 松戸市和名ヶ谷 1 3 4 9 番地の 2
松戸市和名ヶ谷クリーンセンター
- 3 契約期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 9 月 3 0 日まで
- 4 購入期間 令和 8 年 1 0 月 1 日 0 時から令和 9 年 9 月 3 0 日 2 4 時まで
- 5 担当課 環境部 和名ヶ谷クリーンセンター
連絡先 0 4 7 - 7 1 1 - 7 6 0 0

- 6 入札参加資格要件
 - (1) 令和 8 ・ 9 年度松戸市入札参加業者名簿の「物品」 の大分類「燃料・電力」の中分類「電力」に登録があること。
 - (2) 小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けていること。
 - (3) 松戸市グリーン購入等に係る基本方針第 8 条の規定により入札参加資格を有する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定のほか、次のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする。
 - ア 電子交換所による取引停止処分を受けた日から 2 年間を経過しない者又は本事業の開札日前 6 か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者
 - イ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者
 - ウ 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者
 - エ 本事業の公告の日から入札日までの間、松戸市建設工事等請負業者指名停止基準(昭和 6 2 年松戸市訓令甲第 1 号)に基づく指名停止の措置を受けている

者

オ 本事業の公告の日から入札日までの間において、本市から松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けている者

カ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者

キ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係がある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者

ク 事業協同組合等が入札参加申込をする場合において、その組合等の構成員になっている者

7 入札参加申請及び資格の確認

入札参加を希望する者は、次のとおり申請し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 申請期間

令和8年6月8日9時から令和8年6月12日16時まで

(2) 申請方法

電子メールにより提出書類を添付して申請すること。

申請先 mccleanwanagaya@city.matsudo.chiba.jp

(3) 提出書類等

ア 松戸市和名ヶ谷クリーンセンターで使用する電力の購入の制限付き一般競争入札参加資格審査申請書兼誓約書

(4) 入札参加資格の有無

入札参加資格の審査結果について、令和8年6月24日までに電子メールにより通知する。

(5) 入札参加資格がない場合について

資格審査の結果、入札参加資格がないとされた者は、担当課へ説明を求めることができる。その説明を求める場合は、審査結果通知書を受けた日の翌日から3日以内に、その内容を書面により提出すること。

8 契約条項等を示す場所

(1) 「松戸市ホームページ」 <https://www.city.matsudo.chiba.jp/index.html>

(2) 契約書案及び仕様書等を示す期間

申請期間と同じ

(3) 仕様書等の入手方法

「松戸市ホームページ」からダウンロードする。

(4) 質疑について

内容に関して質疑のある場合は、下記により質疑を提出すること。

ア 質疑提出期間

令和8年6月8日9時から令和8年6月12日16時まで

イ 質疑提出先メールアドレス

松戸市 環境部 和名ヶ谷クリーンセンター
mccleanwanagaya@city.matsudo.chiba.jp

ウ 質疑回答日

令和8年6月24日 16時までに回答する。

9 入札書に関する事項

(1) 入札日時 令和8年6月30日 14時

(2) 場所 松戸市和名ヶ谷クリーンセンター

(3) 積算方法

単価契約のため、仕様書別紙1の月別予定使用電力量等をもとに、基本料金（単価）、電力量料金（夏季、その他季のそれぞれの単価）を定め（消費税及び地方消費税額を含む）、仕様書別紙2の積算内訳書により算出した合計額による競争とします。

契約単価は、積算内訳書に記載された数値とします。

ただし、基本料金については、次のとおりとします。常時電力の未使用月の基本料金は、使用月の半額とします。自家発補給電力の未使用月の基本料金は、使用月の50パーセントとします。

なお、入札価格の算定にあたっては、使用月の力率は100パーセント、未使用月の力率は85パーセントとし、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び市場価格調整額は考慮しないこととします。

ア 夏季は、7月1日から9月30日までの期間とする。

イ その他季は、上記夏季以外の期間（4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から翌年3月31日までの期間）とする。

(4) 作成方法

入札書に記載する金額は、積算内訳書により算出した年間合計の積算金額とする。積算内訳書も入札書に必ず添付願います。

なお、添付時には、入札書の次に積算内訳書をホチキス2箇所止めのうえ、割印願います。

上記の割印した入札書と積算内訳書を封筒に入れ封印し、法人名及び松戸市和名ヶ谷クリーンセンターで使用する電力の購入の入札書在中と記載する。

積算内訳書の提出が無い場合、当該入札は失格となる場合があります。

(5) 提出方法

本人又は代理人が、持参又は送付により提出する。

送付の場合は、二重封筒とし入札日の前日16時までに必着のこと。

また、委任状（入札書記載の代理人への委任状）も提出願います。

10 入札保証金

入札に参加する者の見積もる入札金額に（1円未満の端数があるときは、その額を切り捨てた額）100分の5以上の入札保証金を入札前までに納めなけ

ればならない。ただし、入札に参加する者がこの公告の日から過去2年間に本市の指名停止を受けていない者で、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金を免除することができる。

(1) 保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 本公告の日の前日から過去2年間に市、国若しくは公団、公庫等の政府関係機関又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者。この場合は、実績を確認できる書類を申請書と併せて提出するものとする。

1 1 契約保証金

積算内訳書の積算金額に記載された年間合計に（1円未満の端数があるときは、その額を切り捨てた額）100分の10以上を契約保証金として納付すること。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、免除することができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方が過去2年間に市、国若しくは公団、公庫等の政府関係機関又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。なお、当該書類は、「入札参加資格要件」の確認用書類を兼ねることができる。

(3) 契約の相手方が、法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。

1 2 最低制限価格の設定 無

1 3 積算内訳書の提出 有

1 4 その他の入札必要事項

(1) 代理人又は復代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出し、入札書には本人の記名と共に代理人が記名押印すること。

(2) 一旦提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることはできない。

(3) 予定価格以下の入札をした者がいないときは、直ちに再度の入札を1回だけ行う。

(4) 予定価格以下の最低価格の入札をした者を落札者とする。

(5) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

なお、入札参加者が1者であっても入札は成立するものとする。

1 5 入札の中止等

(1) 入札参加者が連合し又は不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を延期し又は中止をすることができる。

(2) 前各号の場合の他、本市の都合により、入札を延期し又は中止をすることができる。

(3) 前2号において、いかなる場合においても、入札者は異議を申し立てることができない。

なお、入札参加者が1者であっても入札は成立するものとする。

16 入札の無効

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）

(4) 記名押印のない入札又は要領を知得することができない入札

(5) 入札金額を訂正した入札

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 明らかに連合であると認められる入札

(8) 同一事項の入札について他人の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人となった者のした入札

(9) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札

(10) 入札に参加しようとする者との間に「特定関係がある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者の中で、入札に参加しないことになった者が入札期間終了までに入札辞退届を提出しなかった場合、特定関係にある全者の入札

(11) その他入札に関する条件に違反した入札